

熊本県公報

第 1 1 0 4 7 号
平成 15 年 10 月 31 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県立大学学則の一部を改正する規則	(私学文書課) 1
告 示	
○平成16年度産業開発青年隊訓練所隊員の第二次募集	(監理課) 1
○地力増進重点指導地域の指定解除	(経営技術課) 2
○指定居宅サービス事業所の指定	(介護保険課) 2
○児童福祉法に基づく事業者の変更の届出	(身体障害福祉課) 2
公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課) 3
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課) 3
○開発行為に関する工事の完了	(建築課) 4
○平成15年度林業種苗生産事業者講習会の実施	(森林整備課) 4
○県営土地改良事業計画	(農村計画課) 4
○ " " " " " "	(") 5
登 載 依 頼	
○感染症発生動向調査企画委員会の会議の開催	(感染症発生動向調査企画委員会) 5
○熊本県警察統合OAシステム用サーバ及び関連機器等の借入れに係る一般競争入札による落札者等の決定	(警察本部) 5

本号で公布された規則のあらまし

◇熊本県立大学学則の一部を改正する規則

- 1 本学に入学することができる者として、本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したものを追加することとした。(第20条関係)
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

熊本県立大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成15年10月31日

熊本県知事 潮谷義子

熊本県規則第49号

熊本県立大学学則の一部を改正する規則
熊本県立大学学則(昭和55年熊本県規則第11号)の一部を次のように改正する。
第20条に次の1号を加える。
(7) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したものを
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

熊本県告示第1064号

熊本県産業開発青年隊訓練所実施要綱(昭和42年熊本県告示第1002号)第2条の規定に基づき、平成16年度熊本県産業開発青年隊訓練所隊員の二次募集を次のとおり実施する。
平成15年10月31日

熊本県知事 潮谷義子

1 応募資格

(1) 県内に居住し、又は居住しようとする18歳以上25歳未満で独身の者